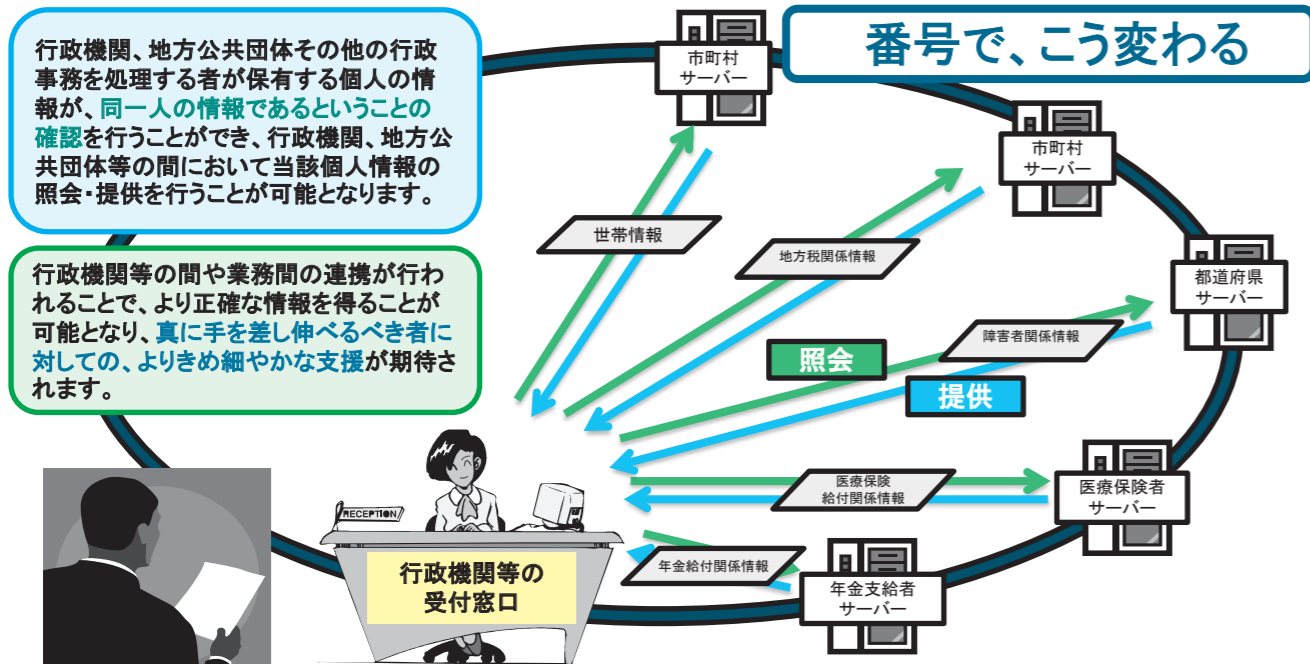


マイナンバーを利用するメリットは？



社会保障給付などの申請を行う際に必要となる情報について、申請者が添付書類などを添付するのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなります。

個人番号カードの取り扱いや個人情報の保護など、マイナンバーの疑問やお問い合わせに答えるコールセンターが設置されていますので、ご活用ください。

【マイナンバーコールセンター】

☎0570(20)0178

(平日 9:30~17:30)

最新情報は

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー をご覧ください。

マイナンバー

社会保障・税番号制度ってなに？

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が国会で成立し、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることになりました。

これにともない平成27年10月から、町民の皆さん一人一人に個人番号（マイナンバー）が通知されます。

国が進めているマイナンバー制度は、どのような仕組みなのでしょうか。

マイナンバーとは

マイナンバーとは、複数の機関にある個人の情報が、同一人のものであることを確認するために使う一人一つの12桁の個人番号です。

社会保障・税番号制度とは

マイナンバーを導入することにより、社会保障や税の各制度の効率性、透明性の向上を図り、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）とされています。

マイナンバーの利用範囲

マイナンバーは、年金、雇用保険、医療保険などの手続、生活保護や福祉の給付、税の確定申告など、法律で定められた事務に利用されます。

この他、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、町が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができま

個人番号カード

マイナンバーを利用するため個人

これからのスケジュール

平成27年10月
住民票を有するすべての町民に12桁のマイナンバーが郵送で通知されます。

平成28年1月
個人番号カードの交付を申請により受けることができます。

番号カードが希望者に交付されます。カードには氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。

また、これらの事項がICチップに記録されます。